

改正

平成16年9月27日条例第18号
平成17年6月22日条例第9号
平成19年9月28日条例第22号
平成23年3月28日条例第3号
平成28年3月29日条例第7号
平成30年3月27日条例第2号
令和4年12月26日条例第33号
令和4年12月26日条例第34号

西尾市情報公開条例

西尾市公文書公開条例（昭和63年西尾市条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、実施機関の管理する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、開かれた市政を推進し、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係を増進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市の図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等

イ 書籍、雑誌、新聞その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、開示請求にかかる公文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた公文書である場合は、この限りでない。

（1） 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名

（2） 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

（3） その他実施機関の定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開

示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣、知事等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示部分に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者（第6条第1項ただし書の規定により開示請求書を提出しなかったものを除く。）に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(開示決定等に係る理由の提示等)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠を記載しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないこととする理由がなくなる期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を併せて示さなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に市及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第2号及び第20条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用の負担）

第17条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては、西尾市使用料及び手数料条例（昭和39年西尾市条例第10号）の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

（他の制度との調整）

第18条 この条例は、法令（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。）又は他の条例の規定に基づき、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。

（不服申立て手続）

第19条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、西尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決で、不服申立ての全部を認容し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第22条及び第23条 削除

（出資団体等の情報公開）

第24条 市が出資等を行う法人その他の団体であって、実施機関が定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資団体等の保有する情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資団体等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- （指定管理者の情報公開）

第24条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- （情報提供の総合的推進）

第25条 実施機関は、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう情報提供の総合的な推進に努めるものとする。

（公文書の検索の資料の作成等）

第26条 実施機関は、公文書の目録その他公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（施行の状況の公表）

第27条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告をとりまとめ、その概要を公表しなければならない。
- （委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に開示請求があったものについて適用し、同日前に公文書の公開の請求があったものについては、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の際現に西尾市公文書公開審査会の委員である者は、当該任期の満了までの間、西尾市情報公開審査会の委員とみなす。
- （西尾市個人情報保護条例の一部改正）
- 4 西尾市個人情報保護条例（平成11年西尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、消防長」を加える。
第28条第1項中「西尾市公文書公開条例（昭和63年西尾市条例第8号）」を「西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）」に改める。
- （西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 5 西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年西尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「公文書公開審査会委員」
を
「情報公開審査会委員」
に改める。

(一色町、吉良町及び幡豆町の編入等に伴う経過措置)

- 6 編入日の前日までに、編入前の一色町情報公開条例(平成13年一色町条例第1号)、吉良町情報公開条例(平成13年吉良町条例第10号)若しくは幡豆町情報公開条例(平成13年幡豆町条例第1号)又は解散前の西尾幡豆広域連合情報公開条例(平成15年西尾幡豆広域連合条例第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成16年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第22号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中西尾市情報公開条例第7条第2号ウ及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月26日条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月26日条例第34号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の西尾市個人情報保護条例(平成16年西尾市条例第16号。以下「旧条例」という。)第46条の規定により設置された西尾市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

(西尾市情報公開条例の改正に伴う経過措置)

第4条 施行日前に前条の規定による改正前の西尾市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第22条第1項の規定により設置された西尾市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第22条第7項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。